

多くの担当者が迷う “リアルな悩み” をスッキリ解決!

条文だけでは  
分からない

担当者の共通の  
悩みはコレ!

# 労働安全衛生の 実務 Q & A

労働衛生コンサルタント  
中山 絹代 著

自信を持って  
労働災害対策を  
行うための1冊!

第一法規

A5判・268頁  
定価3,080円(本体2,800円+税10%)

条文だけでは  
分からない

担当者の共通の  
悩みはコレ!

# 労働安全衛生の 実務 Q & A

中山 絹代(労働衛生コンサルタント) 著

- 労働安全衛生関係法令の法解釈や運用で誤りやすいポイントを厳選収録!
- 法制度解説に留まらない労働災害対策の実務書!

労基署等への  
相談前に  
ちょっと確認!

## Q (質問)

現場で実際に発生した実務担当者のリアルな悩みを収録!

## A (回答)

誤った場合の労働災害リスクの重要ポイントもわかる!

第6章 健康の保持増進のための措置

### 実務の Q & A

#### Q1 健康診断項目の省略を判断する者

健康診断項目の省略の有無の判断は誰が行いますか。  
**A** 安衛法の健康診断項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないときと認められる場合は、省略することができます(安衛法44②ほか)。この場合の医師とは、健康診断機関の医師、事業場に産業医がいる場合は産業医、50人未満で産業医がいない場合は健康管理を行う医師等をいいます(平28.11.30基発1130第4)。この点について、通達(平29.8.4基発0804第4)は、健康診断を実施する場合の留意事項として、「一部においては、血液検査等の省略を医師でなく、一部において、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案する等により、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること」と指示しています。しかし、健康診断機関に依頼する場合には申込時点で対象者ごとの健診項目を確定する必要があります。産業医を選任している事業場であっても、事前に産業医が個々の労働者の健診項目の省略の可否を判断するのは容易ではないこと、地域窓口(地域産業保健センター)の事業は、労働者数50人未満の小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導または健康相談等を支援する事業であり、個々の労働者の健康診断項目の省略の判断は事業範囲に含まれないと考えられることから、実態と通達による指示内容は乖離している状況にあります。今後、どのような方法で健康診断を適切に実施していくか衛生委員会等で審議

第2章 健康診断-ストレスチェック

することが必要です。

#### Q2 産業医の意見による異常の所見があった者の診断区分の変更

産業医は健康診断機関が判定した診断区分を変更してもよいですか。  
**A** 健康診断を外部機関に委託して実施した場合は、安衛法13条に定める産業医等の職務の規定から、最後の判定は、産業医が行うことが望ましいとされています(附48.3.19基発145)。これまでの健康診断結果の推移、労働者の就業環境等を総合的に判断して、産業医が健康診断機関の判定した診断区分を変更することはできません。事業者が行う就業上の措置は、健康診断事後措置指針に基づき次のように進めます。  
 (1) 健康診断の実施  
 事業者は、労働者ごとに診断区分(「異常なし、要経過観察、要医療、治療中等)に関する医師等の判定を受けます。  
 (2) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取  
 事業者は、健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る)について、医師等の意見を聴かなければなりません。診断区分の前提となる「異常の所見があると診断された労働者」とは、健康診断の結果、その項目に異常の所見があると医師等が判断した者をいいます(平8.9.13基発566)。  
 健康診断を外部機関に委託した場合は、当該機関の医師の問診を経て、当該機関の判定基準により診断結果を判定し、診断区分を記載します。この判定は、日本人間ドック学会の判定基準が主流と思われるが、「異常の範囲」は、健康診断機関や医療機関により異なるのが実情です。このため、健診結果の推移等から異常所見のレベルが否かを産業医に振り分けしてもらう必要があります。次に、対応が必

第2章 健康診断-ストレスチェック

範囲内で取り扱わなければならない、当該情報の適正な管理のための措置を講ずる必要があります(安衛法104①、②)。この措置は、すべての事業場に適用されます。事業者が講ずべき措置について、「労働者の心身の状況に関する指針」(事業場における労働者に対する労働災害防止対策)が示されています。また、労働者の心身の状況①~③)。産業医の周知に50人

## 根拠法令・通達等

「この法解釈であっているか」等の不安が解消され、自信をもって対策できる!

### ▶根拠法令

安衛法: 66(健康診断)、66③(労働者の健康診断受診義務)、66の2(自発的健康診断の結果の提出)、66の3(健康診断の結果の記録)、66の4(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)、66の5(健康診断実施後の措置)、66の6(健康診断の結果の通知)、66の7(保健指導等)、100①(報告等)、101②(法令等の周知)、104(心身の状況に関する情報の取扱い)、105(健康診断等に関する報告の保持)  
 安衛法: 22(健康診断を行うべき事業場)  
 安衛法: 15の2(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)、43(雇入時の健康診断)、44(定期健康診断)、45(特定業務従事者の健康診断)、45の2(海外派遣労働者の健康診断)、47(給食従事者の検便)、48(歯科医師による健康診断)、52の9(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)、52の10(検査の実施者等)、52の11(検査結果等の記録の作成等)、52の12(検査結果の通知)、52の13(労働者の同意の取得等)、52の14(検査結果の集団ごとの分析等)  
 健康診断: 有機関29、新調23、四第22、特化則39、高圧則38、電離則56、56の2、61、除染指針20、じん粉法7、8  
 有機関: 30の4(緊急診断)  
 規則: 56(診断)  
 四第則: 25(診断)

WEB商品『安全衛生セレクション』の「相談室」に寄せられた膨大な数の相談から、多くの担当者が誤りやすい悩みを厳選収録(Q&A96件)!

関連商品ご紹介

労働安全衛生法関連データベース!



# 安全衛生セレクション

労働安全衛生法の解説、関連Q&A、法改正情報他がWEBで検索閲覧+相談室!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
 Fax. 0120-302-640

### 第1章 労働安全衛生法の適用

#### 基本解説

- Q&A 1 小規模事業場が多数を占める建設業
- Q&A 2 安衛法令に定める業種
- Q&A 3 安衛則4条1項4号に定める業種分類

### 第2章 安全衛生管理体制

#### 第1節 安全衛生管理体制

##### 基本解説

- Q&A 1 総括安全衛生管理者と安全管理者の兼務は安衛法違反となるか
- Q&A 2 分社化による親会社の安全管理者等が子会社の安全管理者等を兼務できるか
- Q&A 3 産業医は衛生委員会に出席しなくてもよいか
- Q&A 4 安全衛生管理規定、安全衛生委員会規定は作成が必要か

#### 第2節 請負関係における安全衛生管理体制

##### 基本解説

- Q&A 1 支店勤務の部長は統括安全衛生責任者を兼務できるか
- Q&A 2 特定元方事業者となるのはどの社か
- Q&A 3 元方の労働者が10人以上いれば安全衛生推進者の選任が必要か

#### 第3節 安全委員会・衛生委員会

##### 基本解説

- Q&A 1 安全委員会・衛生委員会の委員の構成
- Q&A 2 衛生委員会等の付議事項

#### 第4節 作業主任者

##### 基本解説

- Q&A 1 屋外作業でも特定化学物質作業主任者の選任は必要か
- Q&A 2 作業主任者は2つの作業場を担当できるか
- Q&A 3 発注者に酸素欠乏危険作業主任者がいれば、当該作業を行う事業者に酸素欠乏危険作業主任者はいなくてもよいか

### 第3章 労働者の危害防止措置

#### 第1節 事業者の講ずべき措置

##### 基本解説

- Q&A 1 機械の運転を止めるときの必要な措置とは
- Q&A 2 手袋使用が禁止される工作機械とは
- Q&A 3 爆発の危険性に達するおそれとは
- Q&A 4 作業計画の作成は定常作業のみでよいか
- Q&A 5 はいに乘らない場合でもはい作業になるか
- Q&A 6 高さにかかわらずフルハーネスを使用してよいか
- Q&A 7 高所作業車からの建物等への乗り移りは法違反となるか
- Q&A 8 外国人技能実習生が就くことができる作業
- Q&A 9 足場の点検者は資格が必要か
- Q&A 10 産業医契約書の記載方法
- Q&A 11 特化物に係る局所排気装置が未設置の場合
- Q&A 12 第3類物質が副生する設備は特定化学設備に該当するか
- Q&A 13 非常作業でリフラクトリーセラミックファイバーを取り扱う場合
- Q&A 14 全体換気装置による換気方式
- Q&A 15 クリーンルームは有機則に定める「タンク等の内部」に該当するか
- Q&A 16 有機則2条、3条による適用除外
- Q&A 17 特別有機溶剤等に係る局所排気装置の能力
- Q&A 18 クロロホルム等に係る区分

#### 第2節 元方事業者、特定元方事業者、注文者の措置

##### 基本解説

- Q&A 1 化学設備等の改造等の作業に係る注文者の実施事項

- Q&A 2 移動式クレーンの作業計画を作成していない場合の元方事業者の責任

#### 第3節 リスクアセスメントの実施

##### 基本解説

- Q&A 1 作業手順書の見直し
- Q&A 2 グループ会社におけるリスクアセスメントの実施方法

### 第4章 機械等ならびに危険物および有害物に関する規制

#### 第1節 機械等に関する規制

##### 基本解説

- Q&A 1 ユーザーは動力ブレスの安全装置を改造できないか
- Q&A 2 リース、レンタル契約しているフォークリフトの点検実施者
- Q&A 3 抑制濃度測定に代えて制御風速の測定が認められる場合
- Q&A 4 局所排気装置等の定期自主検査等養成講習の位置付け
- Q&A 5 ブレスプレーキの安全装置

#### 第2節 危険物および有害物に関する規制

##### 基本解説

- Q&A 1 作業現場で多数の化学物質を取り扱う場合のSDSの周知方法
- Q&A 2 構内請負事業者へ提供する化学物質に表示義務があるか
- Q&A 3 少量使用時のラベル表示

### 第5章 労働者の就業にあたっての措置

#### 第1節 安全衛生教育(雇入れ時教育、特別教育、職長等教育)

##### 基本解説

- Q&A 1 通達に定める安全衛生教育の法的拘束力
- Q&A 2 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育の法的拘束力
- Q&A 3 合併による場合は雇入れ時は省略できるか
- Q&A 4 法令、通達の省略要件が示されていない者の特別教育の省略
- Q&A 5 特別教育の講師要件
- Q&A 6 つり上げ過重0.5トン未満の玉掛け業務は特別教育の対象か
- Q&A 7 特別教育が必要な電動ウインチとは
- Q&A 8 低圧の開閉器の操作

#### 第2節 職長等教育

##### 基本解説

- Q&A 1 職長等教育の省略が認められる者
- Q&A 2 職長等教育を事業場で実施する場合の留意点
- Q&A 3 交替勤務の直ごとに職長を配置しないと違反となるか

#### 第3節 就業制限

##### 基本解説

- Q&A 1 玉掛け補助者の作業
- Q&A 2 女性の重量物の取扱い基準
- Q&A 3 クレーン免許証写しの携帯は認められるか

### 第6章 健康の保持増進のための措置

#### 第1節 作業環境測定

##### 基本解説

- Q&A 1 第3管理区分となった場合に取組むべき事項は
- Q&A 2 常時作業場に立入らない場合も作業環境測定が必要か
- Q&A 3 測定器の規格
- Q&A 4 酸素欠乏危険場所の酸素濃度測定を特別教育修了者に実施させてもよいか

### 第2節 健康診断・ストレスチェック

#### 基本解説

- Q&A 1 健康診断項目の省略を判断する者
- Q&A 2 産業医の意見による異常の所見があった者の診断区分の変更
- Q&A 3 常時特殊健康診断対象業務に従事する労働者
- Q&A 4 配置転換後特殊健康診断の対象者はどこまで遡及するか
- Q&A 5 事業承継による場合も本人同意が必要か
- Q&A 6 がん健康診断結果提供に係る本人同意は書面によらなければならないか
- Q&A 7 管理者は部下の再検査等の受診の有無の情報を取得できるか。管理者に情報提供するときの「情報の加工」はどのように行なうか

#### 第3節 面接指導

##### 基本解説

- Q&A 1 管理監督者の労働時間管理
- Q&A 2 面接指導対象者が実施後も通院を希望する場合の取扱い
- Q&A 3 出向社員の面接指導実施義務者

### 第7章 届出・監督・報告

#### 第1節 計画の届出

##### 基本解説

- Q&A 1 建設工事の計画届の届出期限
- Q&A 2 危険物に係る届出
- Q&A 3 計画の届出をする上での局所排気装置性能の証明について
- Q&A 4 非水化素を扱う設備に関する届出
- Q&A 5 設置届の対象とならない射出成形機とは

#### 第2節 監督機関

##### 基本解説

- Q&A 1 臨検監督実施後の措置
- Q&A 2 労働災害発生時の対応
- Q&A 3 労働者の過失により生じた労働災害
- Q&A 4 技能実習法に基づく実習認定取消し
- Q&A 5 企業名の公表

#### 第3節 報告

##### 基本解説

- Q&A 1 労働者死傷病報告における「休業」とは
- Q&A 2 昼休み中の負傷による休業は労働者死傷病報告の対象か
- Q&A 3 事故報告を提出すべき事案とは
- Q&A 4 短期間で終了する工事でも特定元方事業開始報告を提出すべきか
- Q&A 5 労働災害を健康保険で処理した場合
- Q&A 6 一人親方の休業災害

### 第8章 書類の保存等

#### 基本解説

- Q&A 1 工場閉鎖に伴う届出および書類の保存方法はどうか
- Q&A 2 指針により書類の保存を求めている場合
- Q&A 3 労働災害発生事案に関連する書類の保存

### 第9章 安全配慮義務

#### 基本解説

- Q&A 1 安全配慮義務はどこまで尽くせばよいのか(安全配慮義務の範囲)
- Q&A 2 社用車運転中の交通事故に対する会社の責任はどうか
- Q&A 3 下請企業の労働者に対する元請企業の安全配慮義務

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

### 申込書 (第一法規刊)

担当者の共通の悩みはコレ! 条文だけでは分からない労働安全衛生の実務Q&A

●定価3,080円(本体2,800円+税10%) [コード068742]

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
 また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
 \*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

〒 \_\_\_\_\_  
ご住所

\_\_\_\_\_  
機関名

\_\_\_\_\_  
部署名

公用  
 私有

フリガナ  
\_\_\_\_\_  
ご氏名

TEL \_\_\_\_\_

様

E-mail \_\_\_\_\_

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihiki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印